

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害者福祉システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業事務、国の福祉手当事務（特別障害者手当/障害児福祉手当/経過的福祉手当/特別児童扶養手当）、県の福祉手当事務（在宅重度知的障害者福祉手当/ねたきり身体障害者手当）、千葉県心身障害者扶養年金事務、佐倉市中心身障害児福祉年金事務、福祉タクシー利用助成事業、心身障害者児手帳交付事務（心身障害者）、補装具及び日常生活用具交付等事務、自立支援医療（更生医療/精神通院医療）事務、精神障害者保険福祉手帳に関する事務、難病者等見舞金支給事業事務、障害介護給付費等支払事務、障害児通所給付費等支払事務、自立支援医療（育成医療）事務に関する事業を行うために利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3住所、4生年月日等、5個人番号、6性別、7電話番号、8本籍・国籍、9顔写真、10家族状況、11婚姻歴、12親族関係、13居住状況、14職業・職歴、15学業・学歴、16賞罰、17免許・資格、18成績・評価、19趣味、20財産・収入、21納税状況、22公的扶助、23銀行口座	
記録範囲	佐倉市に住民登録を有したことがある者、市街の施設に入所等をしている者のうち佐倉市が援護を行う者	
記録情報の収集方法	本人、親族、障害サービス等地域関係者、住民基本台帳システム、公用請求による官公庁等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県、番号法による情報照会者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 〒285-8501 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	該当無し	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	/	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
行政機関等匿名加工情報の概要	/	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	/	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	/	
備考		